

○平群町嶋左近キャラクターの使用に関する要綱

(平成 20 年 8 月 1 日要綱第 17 号)

改正 平成 22 年 6 月 1 日要綱第 23 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町のシンボルとなり、ふるさとへぐりへの愛着を育み、魅力あるまちづくりを創造し、町のイメージを内外に伝えるために制定されたイメージキャラクター及びその愛称の使用について必要な事項を定め、もってキャラクターの有効的な活用を図ることを目的とする。

(キャラクターの定義)

第 2 条 この要綱において嶋左近キャラクターとは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 町が定めた嶋左近キャラクターのデザインは、別図 1 から別図 4 に定めるものとし、その名称（愛称）は「左近くん」とする。

(2) キャラクターの著作権及び使用権は平群町に帰属する。

(使用の許可申請)

第 3 条 嶋左近キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ嶋左近キャラクター使用許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 町が出資する法人等が第 1 条に定める目的で、かつ、非営利目的で使用するとき。

(2) 国、地方公共団体がその業務の目的で使用するとき。

(3) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(5) その他町長が許可申請の手続きをする必要ないと認めたとき。

(使用の許可)

第 4 条 町長は、前条の規定による使用許可申請があったときは、その内容について審査し、適當と認める場合は、嶋左近キャラクター使用許可通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により使用を許可する場合において、必要な条件を付すことができる。

3 第 1 項の規定により許可を受けた場合、嶋左近キャラクターの使用は、無償とする。

(使用の許可期間)

第 5 条 使用の許可期間は、使用を許可した日から起算して 2 年間を限度として町長が決定する。

(使用の不許可)

第 6 条 町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、嶋左近キャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) 第1条の目的に反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとするとき。
 - (4) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
 - (5) 特定の個人等の壳名に利用しようとするとき。
 - (6) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
 - (7) 町のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
 - (8) 嶋左近キャラクターの使用によって誤認、または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (9) 嶋左近キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
 - (10) 立体物の場合、その表現が第2条第1項に定めるデザイン図を正確に表現した立体物として認められないとき。
 - (11) 品質、性能等に関する公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
 - (12) 嶋左近キャラクターの使用の結果が確認できないと認められるとき。
 - (13) 社会通念上許可することが不適当と認められるとき。
 - (14) その他町長が不適当と認めるとき。
- 2 前項の規定により嶋左近キャラクターの使用を許可しないときは、嶋左近キャラクター使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- （使用上の遵守事項）
- 第7条 嶋左近キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用の際は、当該使用に係る物件等に、別図5に定める意匠文字（ロゴ）並びに「平群町イメージキャラクター左近くん」の表示を義務づける。
 - (2) 許可された用途のみに使用すること。
 - (3) 町で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用し、次に該当する使用は禁止とする。
 - ア 絵柄の改変、書き足し及び一部の消去。
 - イ 意図的な色調の改変（彩度・明度・コントラスト等を含む）。ただし、印刷上の都合によりモノクロに処理した使用についてはこの限りではない。
 - ウ イメージの縦横比の変更並びに上下左右の反転。
 - (4) 立体物の場合、第2条第1項に定めるデザイン図の立体物として正確に表現すること。
 - (5) 嶋左近キャラクターの使用に際し町から貸し出された物件を期限までに返納すること。

(6) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認できるものの提出をもって代えることができるものとする。

(7) 嶋左近キャラクターを使用し、商標登録出願を行うことはできない。

(許可内容の変更等)

第8条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、あらかじめ嶋左近キャラクター使用許可内容変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、許可することが適當と認めたときは、嶋左近キャラクター使用許可内容変更許可書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 第6条及び第7条の規定は、第1項の場合に準用する。

(許可の取消し)

第9条 町長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとし、許可の取消し理由を付し使用者に書面で通知するものとする。

(1) 第6条及び第7条に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 町長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 町長は、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた事項以外の目的に使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(個人情報の取扱い)

第12条 町長は、使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報を、平群町個人情報保護条例（平成13年平群町条例第20号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、嶋左近キャラクターの使用に関する必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

嶋左近キャラクター使用許可申請書

平群町長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

下記のとおり嶋左近キャラクター使用許可を申請します。なお、平群町嶋左近キャラクターの使用に関する要綱の規定を遵守します。

記

1 使用目的							
2 使用方法							
3 使用場所等							
4 使用期間等	年	月	日	～	年	月	日
5 使用数量等							
6 担当者連絡先							
添付書類 (1) 企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等） (2) 申請者の概要・現況を示すもの (3) その他参考となるもの							

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

嶋左近キャラクター使用許可書

氏名（名称及び代表者名） 様

平群町長 印

年 月 日 付けで申請のありました嶋左近キャラクターの使用については下記の条件を付して許可します。

記

1 許可内容は次のとおりとする。

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用場所等	
4 使用期間等	年 月 日～年 月 日
5 使用数量等	
6 備 考	

2 使用に関しては平群町嶋左近キャラクターの使用に関する要綱に基づく規定、及び許可内容を遵守すること

3 商標登録は一切認めない

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

嶋左近キャラクター使用不許可通知書

氏名（名称及び代表者名） 様

平群町長 印

年 月 日 付けで申請のありました嶋左近キャラクターの
使用については下記の条件を付して不許可とします。

記

1 不許可内容は次のとおりとする。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

嶋左近キャラクター使用許可内容変更申請書

平群町長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 印

電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けました
内容について下記のとおり変更したいので申請します。

記

項目	変更前	変更後
1 使用目的		
2 使用方法		
3 使用場所等		
4 使用期間等		
5 使用数量等		
添付資料	変更が確認できる資料等	

様式第5号（第8条関係）

第 号

年 月 日

嶋左近キャラクター使用許可内容変更許可書

氏名（名称及び代表者名） 様

平群町長 印

年 月 日 付けで申請のありました嶋左近キャラクターの
使用許可内容の変更について下記の条件を付して許可します。

記

1 許可内容は次のとおりとする。

項目	変更前	変更後
1 使用目的		
2 使用方法		
3 使用場所等		
4 使用期間等		
5 使用数量等		
6 備考		

2 使用に関しては平群町嶋左近キャラクターの使用に関する要綱
に基づく規定、及び許可内容を遵守すること

3 商標登録は一切認めない

別図1 (第2条関係)



別図2 (第2条関係)



別図3 (第2条関係)



別図4 (第2条関係)



別図5 (第5条関係)

© 2008, MAYU

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月1日要綱第23号)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。